香川高等専門学校ダイバーシティ推進室規程

令和７年２月２６日制定

（趣旨）

第１条　この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 21 条第２項の規定に基づき、ダイバーシティ推進室の組織等について定めるものとする。

（目的）

第２条　ダイバーシティ推進室は、独立行政法人国立高等専門学校機構ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン宣言及び行動計画に基づき、本校におけるダイバーシティ推進を図り、基本方針に沿った目標を速やかかつ効果的に達成させることを目的とする。

（業務）

第３条　ダイバーシティ推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 ダイバーシティ推進に係る基本方針に関すること。

二 ダイバーシティ推進の企画、立案及び実施に関すること。

三 ダイバーシティ推進の実施状況の点検、評価及び改善に関すること。

四 ダイバーシティ推進の情報提供及び広報・啓発活動に関すること。

五 その他ダイバーシティ推進に関すること。

（組織）

第４条　ダイバーシティ推進室に、室長、副室長及び室員を置く。

（室長）

第５条　室長及び副室長は、教授又は准教授の中から校長が任命する。

２　室長は、ダイバーシティ推進室の業務を掌理する。

３　副室長は、室長を補佐し、ダイバーシティ推進室の業務を整理する。

（室員）

第６条　室員は、教職員の中から校長が任命する。

２　室員は、室長、副室長の下にダイバーシティ推進室の業務に従事する。

（室長、副室長及び室員の任期）

第７条　室長、副室長及び室員の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、欠員

を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第８条　ダイバーシティ推進室の円滑な運営を図るため、香川高等専門学校ダイバーシティ推進室会議（以下「ダイバーシティ推進室会議」という。）を置く。

２　ダイバーシティ推進室会議は、ダイバーシティ推進室長が招集し、議長となる。

３　ダイバーシティ推進室長に事故あるときは、あらかじめダイバーシティ推進室長の指名する者が議長の職務を代行する。

（事務）

第９条　ダイバーシティ推進室の事務は、管理課、学務課及び学生課の協力を得て、総務課において処理する。

（その他）

第10条　この規程に定めるもののほか、ダイバーシティ推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

２　この規程の施行により、香川高等専門学校ダイバーシティ推進会議要項（令和6年4月1日施行）及び香川高等専門学校ダイバーシティ推進室要項（令和6年4月1日施行）は廃止する。

附　則（令和７年９月４日一部改正）

１　この規程は、令和７年９月４日から施行する。